

美濃加茂市長失職へ

収賄事件 上告棄却、有罪確定へ

岐阜県美濃加茂市のプール水浄化設備の導入を巡る贈収賄事件で、受託収賄や事前収賄などの罪に問われた市長の藤井浩人被告(三三)の上告審で、最高裁は藤井被告の上告を棄却する決定をした。藤井氏は異議申し立てはしない考え。複数の関係者が十三日、明らかにした。一審名古屋地裁の無罪判決を破棄し、懲役一年六月、執行猶予三年、追徴金三十万円の逆転有罪とした二審名古屋高裁判決が確定し、藤井氏は失職する。

公職選挙法は、公職にある者が収賄罪で有罪になった場合、執行猶予中の公民権を停止すると規定。地方自治法は、被選挙権を有しなくなった時に、地方自治体の長は職を失うと定めている。公選法によって今後、実施

される市長選にも立候補できない。藤井氏は十三日夜にも記者会見する。

藤井氏は二審判決後の一六年十二月に辞職し、一七年一月の出直し市長選で再選。任期満了に伴う五月の市長選では、無投票で三選を果たした。



藤井浩人美濃加茂市長

